

日本ボーイスカウト神奈川連盟  
 進歩促進委員長 殿  
 各団団委員長 各位  
 各隊長 各位










## 神奈川連盟技能章考査員に関する要領

日本ボーイスカウト神奈川連盟  
 県コミッショナー 清水 裕

平成29年に新BS-VS進級課程が開始され、新しい選択科目は全て「技能章」に一本化され、そのため富士章は、基本スキル6技能章とその他3技能章、それにあと6技能章の合計15個の取得が必要となるなどの改定がありました。これらの変更がなされてからすでに2年間が経過しましたので、神奈川連盟は以下の通り技能章考査員に関する取り決めを変更いたします。

### 1.【隊長認定技能章について】

新進級課程に移行するにあたり、神奈川連盟では平成29年11月15日付け理事会にて、隊長認定の9技能章について、BS隊・VS隊の隊長の中に9技能章についてきちんとした技能を持っている者がいなかった場合には、暫定措置として隊長認定9技能章についても技能章考査員を置き、積極的に技能章取得の支援をして頂くこととしてきました。

<b>【隊長認定技能章】</b> 全9種  縁取り：赤 進級科目と連動 縁取り：緑 興味・関心に依じて	01 野営 04 野外炊事 05 公民 07 リーダーシップ 08 ハイキング 09 スカウトソング <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">       </div>
	10 通信 11 計測 12 観察 <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">    </div>

それから丸2年が経過しましたので、この度暫定措置を終了し隊長認定の9技能章については技能章考査員を置かず、全て隊長が認定を行うこととし、新進級課程改定の本来の姿に沿う形といたします。

隊長認定9技能章は、隊長が努力すれば考査が可能であると判断いたしますが、但し例えば、8.ハイキング章の(6)野帳の正しい付け方が分からない、10.通信章(1)手旗ができない場合など、できない技能を無理に考査をしないよう、そうした場合には地区コミッショナーに支援を求め、或いは出来る隊指導者に指導をお願いする等適切な対策を講じる必要があります。スカウトにとって最善の方法を取るようお願いいたします。

この変更の施行開始は、現在の技能章考査員の任期満了日の翌日（令和4年4月1日）とします。進歩促進委員会は、この趣旨を全隊に徹底した上でこの日を以って隊長認定9技能章を技能章考査員リストから外してください。

## 2.【一人が担当する技能章の数について】

日本連盟「技能章の指導と考査の手引き」によれば、「一人が担当する技能章の数は、1課目を原則とする。多くとも3課目程度」とされています。

しかしこの度、ある指導者から「一人が担当する技能章の数はもっと多くても良いのではないか」との提案があり、さまざまな方々からのご意見も参考に検討した結果、「一人が担当する技能章の数は、原則として3個までとする方針に変更はないものとするが、特に専門性が高いか、考査員の成り手が稀であろうと思われる技能章に限ってその数に限度は設けない」こととします。どの技能章がこれに該当するかという例を添付します（添付表中○がついた技能章）が、地区によってそれぞれその事情は異なるものと思われるので、最終的には地区コミッショナーの判断に委ねます。

一人の考査員が多くの技能章を考査できることによって、スカウトにとっては身近な方に考査をお願いできる機会が増えるという良い面がある一方、技能章考査には「広くその道の専門家に接触して見識を広める」（技能章の指導と考査の手引き P14）というスカウトの成長に大きな意義を持っており、その数をあまり増やすとによって、この意義を無にしてしまうことがないようにしなければなりません。所属隊長はスカウトに、積極的に広く専門家を尋ねて紹介し、接触の機会を増やすことも考えて頂きたいと思います。

なお「隊長は隊長認定の技能章の他に、3個まで技能章考査員になることは構わないか」との質問がありましたが、隊長はすでに9個の技能章の考査を行わねばならないこと、及び前段で記載した理由により、原則として隊長は隊長認定の技能章の他は技能章考査員にはなれないものとします。但しこれも「特に専門性が高いか、考査員の成り手が稀であろうと思われる技能章に限り」考査員になって頂くことは構わないものとします。隊長は隊長認定の技能章以外の、比較的汎用性が高い技能章についてはできるだけ、隊長以外の技能章考査員によって考査を行うようご配慮願います。

この変更も、施行開始は現在の技能章考査員の任期満了日の翌日（令和4年4月1日）とします。

以 上

技能章考査員の基準（日本連盟基準）

No.	技能章	日本連盟推薦基準	※1
1	野営章	隊長認定	
2	野営管理章	スカウトキャンプに熟練しており、野営法関連セミナーの講師になった者、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者。	
3	救急章	救急隊員、または日赤救急員適任証を有する者、もしくは救急医療に携わる者。	
4	野外炊事章	隊長認定	
5	公民章	隊長認定	
6	バイオニアリング章	ロープ結びに堪能で、信号塔・台形橋脚・筏等の大型構築物の構造設計および作業の安全管理ができ、構築の指導の経験を有する者。	
7	リーダーシップ章	隊長認定	
8	ハイキング章	隊長認定	
9	スカウトソング章	隊長認定	
10	通信章	隊長認定	
11	計測章	隊長認定	
12	観察章	隊長認定	
13	水泳章	指導員、または水泳に堪能であり水泳章の各課目に精通している者。	
14	案内章	当該地域に長期間(5年以上)居住し、その(考査する)地域の状況に精通している者。	
15	エネルギー章	エネルギー業務に従事しているか、エネルギーについて専門知識を有する者(教員・研究者等)。	○
16	介護章	介護福祉士、または各種障害に応じた介護に携わっている者(特殊教育諸学校、福祉施設等に勤務している者)か、それと同等以上の経験を有する者。	○
17	看護章	看護師、または、日赤看護法講習会を修了している者。	○
18	手話章	手話に堪能である者。	○
19	世界友情章	国際交流をコーディネートしている者。	
20	通訳章	英検2級以上か英会話に堪能である者。英語以外の言語については同等の語学力を有する者。	
21	点字章	点字を打つことと読むことに堪能である者。	○
22	園芸章	園芸を職業とするか、自家農園を有し園芸に精通している者。	○
23	演劇章	演劇に堪能であり、指導の経験を有する者。	
24	音楽章	音楽に堪能であり、指導の経験を有する者。	
25	絵画章	絵画に堪能であり、指導の経験を有する者。	
26	華道章	華道の指導にあたっている者	
27	茶道章	茶道の指導にあたっている者	
28	写真章	カメラに精通し、写真展などで入賞、または指導の経験を有する者(写真連盟に所属していることが望ましい)。もしくは写真撮影を職業にしている者。	
29	書道章	有段者であり、指導の経験を有する者。	
30	竹細工章	竹細工を職業とするか、それと同等の能力を有する者。	○
31	伝統芸能章	伝統芸能について専門知識を有する者、及び伝統芸能の保存に堪能な者。	○
32	文化財保護章	郷土研究家・社会科教員・県の文化財保護課・市町村社会教育担当の経験を有する文化財の保護に精通した者。	○
33	木工章	大工を職業にするか、それと同等の能力を有する者。	○
34	安全章	衛生管理者、もしくは防災関係の業務に従事しているか、精通している者。	
35	湾岸視察章	船舶業務に従事している者、または沿岸視察業務に堪能である者。	○
36	家庭修理章	日曜大工に用いる道具の使用に熟達している者。	
37	環境衛生章	環境衛生に精通している者。	
38	コンピューター章	基本情報技術者、またはコンピューター業務に従事し専門知識を有する者。	
39	裁縫章	裁縫を職業とするか、それと同等の能力を有する者。	
40	搾乳章	搾乳業務に従事しているか、その経験を有する者。	○
41	自動車章	自動車運転免許(普通自動車以上)を保有し、運転または整備業務に従事している者(2級整備士以上の資格を有すること)。	
42	事務章	各種の事務的なことに堪能である者。	
43	珠算章	珠算2級以上の資格を有し、計算業務に堪能である者。	
44	消防章	消防業務に従事しているか、その経験を有する者、または防火管理者の資格を有する者。	
45	信号章	信号を使用する業務に従事しているか、信号に関して十分な知識を有する者。	
46	森林愛護章	林業関係の職業に従事しているか、その経験を有する者、もしくは森林インストラクター。	○
47	洗濯章	洗濯を職業とするか、それと同等の能力を有する者。	
48	測量章	測量を職業としている者で、測量士補以上か、2級建築士以上の有資格者。	○

No.	技能章	日本連盟推薦基準	※1
49	測候章	測候業務に従事しているか、または測候に関して十分な知識を有する者。	○
50	鳥類保護章	鳥類保護員か、それと同等の能力を有する者。	○
51	釣り章	釣りに堪能で、課目指導・考査ができる者。	
52	弱者救助章	弱者救助に熟達している者、(弱者救助員適任証を有していること)。	○
53	電気章	工業高校電気科卒、または同等の能力を有する者(電気工事、電気主任技術者で *あること)。	
54	天文章	天文に関する職業に従事しているか、または天文に関し十分な知識を有する者。	
55	土壌章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。	○
56	農機具章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。	○
57	農業経営章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。	○
58	簿記章	簿記検定1級以上の者(A)であり、指導の経験を有する者。	○
59	無線通信章	第4級アマチュア無線技士以上の資格を有し、交信経験が *豊富である者。	
60	有線通信章	有線通信の技術関係業務に従事している者。	
61	養鶏章	養鶏業務に従事しているか、その経験を有する者。	○
62	養豚章	酪農業務に従事しているか、その経験を有する者。	○
63	ラジオ章	工業高校電子科卒か、同等の能力を有する者(ラジオに精通していること)。	
64	わら工章	わら工について堪能である者。	○
65	アーチェリー章	地域のアーチェリー協会・連盟に加盟する者で、2級以上の資格を有する者。	
66	オリエンテーリング章	OL協会のインストラクターの資格を有する者、または同等の技能経験を有する者。	
67	カヌー章	バジテストB級以上の有資格者か、日本体育協会公認コーチ有資格者。	○
68	自転車章	自転車の販売修理を職業にする者、または同等の能力を有する者でサイクリングに熟練している者。	
69	スキー章	バジテスト2級以上の資格を有するか、スキーに堪能である者。	
70	スケート	バジテスト2級以上の資格を有するか、スケートに堪能である者。	
71	漕艇章	船員またはそれに準ずる業務に従事するか、海洋活動に堪能である者。	○
72	登山章	日本山岳協会または、日本山岳会所属の会員である者。	
73	馬事章	馬術に堪能である者。	
74	パワーボート章	小型船舶操縦士免許またはそれと同等の有資格者で、指導の経験がある者。	○
75	ヨット章	バジテスト中級3級以上の資格を有する者で、指導の経験を有する者。(指導員以上の資格を有する者が望ましい)	
76	武道・武術章	武道・武術の有段者で、指導の経験を有する者。	
77	環境保護章	環境保全・保護や環境教育に精通している者。	
78	報道章	ニュース等の報道、または企業・行政・団体等の広報の経験を有する者。	
79	薬事章	薬剤師または医師、もしくは医薬品の登録販売者。	○
80	防災章	行政や地域、企業や団体の防災担当者か、担当した経験を有する者	
81	情報処理章	情報処理技術者、またはIT業務に従事して専門知識を有する者	
82	情報通信章	情報処理技術者、またはICT業務に従事して専門知識を有する者	
83	ネットユーザー章	ネットリテラシーの教育に携わり、指導の経験を有する者	
※1.	一人が担当する技能章の数に制限を設けない技能章		